

山梨県公報

第百三十九号

令和二年

十月二十六日

月 曜 日

目次

○公共測量の実施.....五四五

公 告

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により丹波山村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量(車載写真レザ測量)

二 測量の地域 丹波山村内の一部

三 測量の期間 令和二年十月二十六日から令和三年三月二十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番